

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和元年度	次回見直し予定	令和6年度
条 例 名	自然環境保全条例				
条 例 番 号	昭和47年神奈川県条例第52号	法 規 集	第5編第2章第1節		
所 管 室 課	環境農政局緑政部自然環境保全課				
条 例 の 概 要	自然環境保全法及び神奈川県環境基本条例の本旨を達成するため、自然環境保全地域の指定、当該地域における規制、その他自然環境の維持及び回復について必要な事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	<p>本条例が目的とする生物の多様性の確保その他の自然環境の保全等の総合的推進は、世界的な目標である「持続可能な開発目標(SDGs)」の17の目標のうち、「14.海の豊かさを守ろう」及び「15.陸の豊かさを守ろう」と軌を一にする取組であり、今日的な重要課題である。</p> <p>また、本条例に基づく自然環境保全地域の指定制度は、良好な自然環境を有している地域を指定し、一定の行為を規制するもので、本条例でしか保全できない地域がある。以上より本条例は現在も高い必要性を有しているといえる。</p>			<p>自然環境保全地域の指定状況 (平成31年4月1日現在) 70地域 11,236.4ha (うち特別地区は石砂山自然環境保全地域内 33.47ha)</p>
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	<p>本条例により指定された自然環境保全地域は、現在においても指定当時の良好な自然環境を有しており、本条例による規制が有効に機能しているといえる。</p> <p>また、本条例第22条の趣旨に基づき、県と開発行為者が締結する「みどりの協定」制度は、指定地域以外の緑地破壊の抑止のため有効に機能している。</p>			<p>届出等件数 平成30年度：6件 平成29年度：4件 平成28年度：8件 平成27年度：3件 平成26年度：10件</p>
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	<p>自然環境保全法の規定に基づき、自然環境保全地域(普通地区、特別地区)の指定や区域内における行為の規制等を定めたものであり、普通地区は届出制、特別地区は許可制とし、地区ごとに必要最小限の規制を定めた効率的な内容となっている。</p>			
	基本方針適合性 （県の基本的な方針に適合しているか。）	<p>本条例に規定している、県自然環境保全地域を保全するための規制や責務は、「かながわグランドデザイン」(基本構想)の政策分野「エネルギー・環境」の「自然環境の保全・再生と活用」に合致する。また、県自然環境保全地域の指定制度は「かながわ生物多様性計画」の「法令・制度を通じた生態系の保全」の中にも位置付けられている。</p>			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	<p>自然環境保全地域内の一定の行為を制限する規定や罰則規定については、自然環境保全法の規制の範囲内において規定しているものであり、過度な規制ではなく、憲法や法令に抵触するものではない。</p>			
その他					
見 直 し 結 果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。			理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正、廃止及び運用の改善等の必要はない。	
	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。				
	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。				
	4 改正及び運用の改善等を検討する。				
	5 廃止を検討する				